

新規資格取得者に
何を配布？

令和6年12月以降

マイナ保険証関連の発行物について

全員

「資格情報のお知らせ」を発行します

● 健保組合の「**記号・番号**」は、この書面に記載されます。**保健事業を利用するとき(人間ドックの受診、東京ディズニーリゾート利用券の申し込み等)は、「記号・番号」が必要です。**(右下の部分ははがしてカードとして携帯できます)

● 「資格情報のお知らせ」に有効期限はありません。(当健保組合の資格を喪失したとき、再雇用等で健保の資格を取得し直したときは、改めてその時点の保険者から「資格情報のお知らせ」が発行されます)

マイナ保険証を持っていない人 (マイナナンバーカードの保険証登録をしていない人、マイナナンバーカードを持っていない人)

「資格確認書」も発行します。(「資格情報のお知らせ」とあわせて2枚発行します。)

● 資格確認書には有効期限があります。(有効期限は資格確認書に表示)

有効期限が到達したとき、当健保組合の資格を喪失したとき等には、資格確認書は回収します。

送付の時期

資格取得届を受付後、1週間から10日程度で会社へ郵送します(これまでより時間がかかります)。

マイナ保険証を持っている人

(資格情報のお知らせ1枚)

マイナ保険証を持っていない人

+

(資格情報のお知らせ+資格確認書の2枚)

その他

- 令和6年9月から11月に資格取得された人への「資格情報のお知らせ」は、12月中旬に発行予定です。
- 現在健保に加入している方でマイナ保険証を持っていない人への「資格確認書」は令和7年10月以降に発行予定ですが、できるだけそれまでにマイナ保険証の利用登録をお済ませください。
- すでに交付している健康保険証は、当健保組合では令和7年12月2日以降、回収する予定です。

JR 東海リテイリング・プラス健康保険組合

これからどうなる？ マイナ保険証

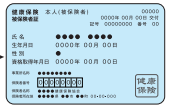
これまでの
保険証は
もう使えないの？

？
？
？



A いいえ。
2025年12月1日まで使えます。
でも、お早めにマイナ保険証のご準備を。

健康保険組合では、国の事業であるマイナ保険証への移行を推進するにあたり、みなさんが不安や不便のないよう、保険者としての取り組みを進めています。**2025年12月1日まではお手元の保険証が使用できますが、それ以降はマイナ保険証での受診が基本となります。**まだマイナ保険証をお持ちでない方は、お早めに手続きをお願いいたします。

	マイナ保険証を持っている人	マイナ保険証を持っていない人
医療機関にかかるとき	●カードリーダーで顔認証または暗証番号を入力して受付をしてください ¹⁾ 。	●現行の保険証を提示してください。 (2025年12月1日まで有効)
医療費が高額になったとき	限度額適用認定証は不要 ●カードリーダーで受付すれば、自動的に限度額までの支払いになります。 ※「限度額情報」の提供同意画面のあるカードリーダーもあります。	●オンライン資格確認システムを導入している医療機関では、「高額療養費制度」を利用することに同意すれば、限度額までの支払いになります。
退職するとき	2025年12月1日以前に退職する場合は、保険証を返却 ●健保組合へ事業主による「資格喪失届」の届出をお願いします。	返却 
新規加入するとき	5日以内にマイナンバーを健保組合(会社)に提出 ●本人・ご家族の「マイナンバー」は誤りのないよう、正確に提出してください。 ●住所は住民票と同じ住所を届け出てください。 (なお、住民票上の住所とは異なる場所にいわゆる「居所」がある場合は、当該居所についても健保組合へお届けください。)	●ここで期限内に正しく提出しておかないと医療機関でのトラブルのもとになります! 
	●健康保険の記号・番号は、お送りする「資格情報のお知らせ」にてご確認ください。 ※マイナポータル上の資格情報は自動的に修正されます。	●保険証は新規発行しません。健康保険の記号・番号を記載した「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」 ²⁾ を交付します。
保険証を紛失したとき (2025年12月1日まで)	すみやかに「被保険者証紛失届」を提出 ●マイナ保険証を使用していても必ず届出てください。(有効期限内の保険証は悪用される恐れがあるため)	●健保組合に各種届出をお願いします。 ●保険証は再発行しませんので、代わりに「資格確認書」 ²⁾ を交付します。
氏名変更したとき 引っ越ししたとき	●健保組合に変更届を提出してください。 ●マイナンバーカードの届出も忘れずに。	

1) カードリーダーが故障している・使えない医療機関では、2024年秋以降に配付した「資格情報のお知らせ」またはマイナポータル上の「資格情報」を、マイナンバーカードと一緒に提示すれば、保険診療を受けられます。(念のため、保険証もご持参ください)

2) 「資格確認書」を医療機関に提示すれば、従来通り保険診療が受けられます。

あなたの資格情報
(健康保険の記号・
番号など)はマイナ
ポータルから確認で
きます。

